

## 消費者安全確保地域協議会設置について

### 1. 高齢者・障害者の消費者被害（現状・課題）

- 他の年代の相談が横ばい・減少傾向であるのに対し、高齢者の消費者被害は増加傾向にある。
- 国の調査では、障害のない人に比べ、障害者は消費者被害を経験したことのある人が非常に多い。
- 国の調査では、高齢者の場合、センターへの相談は本人以外からの相談が20%以上（他の年代は10%以下）。

【堺市立消費生活センター：見守りが必要だと考えられる 高齢者（60歳以上）・障害者からの相談】

	相談総件数	60歳以上 相談総件数	見守りが必要だと 考えられる 高齢者の相談件数	見守りが必要だと 考えられる 障害者の相談件数
令和5年1～6月	3,399	1,378	90 (39)	89 (20)
令和5年7～12月	3,041	1,320	111 (40)	145 (21)
令和6年1～6月	3,228	1,467	147 (28)	165 (13)

※（ ）内は本人以外からの相談件数

### 2. 消費者安全確保地域協議会の必要性

- 高齢者や障害者の身近にいる家族・近隣住民・福祉サービス事業者等が消費者被害に気付き、消費生活センターにつなぐことで、相談できない人を減らすことができる。
- 高齢者や障害者が消費者被害にあっていることに気付いても対応できないことに悩む人や、福祉関係者の負担を軽減することができる。

### 3. 消費者安全法で規定された協議会設置のメリット

- 消費者安全法第11条の5で、協議会構成員間で個人情報共有することができることとなり、被害に対する迅速な対応が可能となる。

### 4. 令和5年度の福祉関係機関との連携について

- 令和6年度事業概要 P19（(3)地域・関係機関との連携）参照

## 5. 協議会構成メンバー（案）

- (1) 消費生活団体
- (2) 地域の住民団体等
- (3) 社会福祉協議会
- (4) (区) 基幹型相談支援センター・地域包括支援センター
- (5) 特定 NPO 法人堺市相談支援ネット
- (6) (区) 障害者基幹相談支援センター
- (7) 警察
- (8) 弁護士会・司法書士会
- (9) 堺市保健福祉総合センター
- (10) 堺市健康福祉局

## 6. 協議会設置・運用開始までのスケジュール(案)

	R4 年 度 ～5	R6 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7 1	2	3	4	5	6	7	8	9	
①福祉関係機関等へのセンター周知	対象：高齢者関係機関・事業者 対象：障害者関係機関・事業者								協議会への参加調整											
②協議会運用要領等の作成								原案作成					修正案作成							
③庁内・社調整検討会開催									調整				検討会議							
④地域の住民団体等との調整									調整											
⑤弁護士会等との調整												調整								
⑥協議会準備会													研修等		準備会議					運用開始